

府中市立住吉小学校：防災マニュアル概要版

令和4年11月版

地震や風水害等、大規模な災害が発生した場合、以下の方針に沿って次のような対応をします。

地震			風水害
※府中市で震度5弱以上の地震発生			
在校中	登下校中	夜間・休日	
<p>①教職員の指示で避難する。 ※原則として校庭 ※状況により校舎内 ※学校が危険な場合は広域避難場所へ避難（中河原公園）</p> <p>②保護者引き渡し ※府中市で震度5弱以上の地震が発生した時は、<u>学校からの連絡の有無に関わらず児童は引き渡しとなります。</u> 【通信可の場合】 携帯メール・学校ホームページで引き渡し下校の実施を連絡する。 【通信不可の場合】 保護者の判断で引き取りに来る。 ※固定電話「災害用伝言ダイヤル」（171）も活用する予定です。</p>	<p>①自宅に帰るか、学校に行く。 ※児童自らの判断で行動することになるので、各家庭でどうすべきか相談しておく。</p> <p>②登校した児童、下校中に戻った児童の安全を確保し保護者に引渡す。 ※「在校中」に同じ</p>	<p>①保護者の責任において児童の安全確保を図る。</p> <p>②状況に応じて一時避難場所（学校の校庭）に避難する。</p> <p>③初動要員（市）・緊急対応要員（教職員）等の指示に従う。</p>	<p>1翌日、荒天（「暴風警報」など）が予想される場合 ○メールにて学校の対応をお知らせします。「計画運休」によって、登校時刻が変わることもあります。</p> <p>2府中市に「暴風警報」「暴風雪警報」または「特別警報」が発表された場合 ① 午前7時の時点で発表中→ 全市一斉に臨時休校 ② 午前7時の時点で解除 → 平常授業 前日に登校時刻の連絡が入っているときはその時刻に登校 ③ 午前7時以降に発表 ・登校前…自宅待機 ・登校中…そのまま登校 ・在校中…校内待機とし、警報が解除され安全が確認された後下校 ※気象・通学路・家庭等の状況により、在校中の個々の児童への対応を決める。 ※下校する場合は、状況に応じて集団または引渡し下校とする。 ※在校中の対応は、学校配信メールで各家庭に連絡する。</p> <p>3府中市に「暴風警報」を伴わない「大雨警報」「洪水警報」等が発表された場合 ○学校や地域の状況に応じて校長が適切な措置を講ずる。夜間・休日の時は、保護者の責任において児童の安全確保を図る。 ○午前7時の時点で多摩川に氾濫警戒情報が出ている場合は、休校とする。※午前7時に学校配信メールで連絡。 ※「大雨警報」や「洪水警報」のみでの休校はない。 ○開校中に氾濫警戒情報が出た場合は引き渡し下校とする。ただし、「高齢者等避難」の発令が出た場合は、府中第四中学校への避難を優先し、府中第四中学校で引き渡しを行う。 ※他の住民避難の状況で引き渡し場所を変更する場合がある。その際は、学校配信メールで連絡する。 ※平常授業以外の対応をする場合、メールで各家庭に連絡する。</p> <p>4強い勢力を伴った台風が接近した場合 ○府中市が1日前までに避難所開設を決定し休校とする。 ○再開については、学校ごとに判断し、メールで各家庭に連絡する。</p>
<p>Jアラートによるミサイル発射情報が発信された場合</p> <p>① 在校時（校舎内にいる場合）：窓からなるべく離れて床に伏せて頭部を守る、机の下に入って頭部を守る。（校舎外にいる場合）：校舎内へ避難するか、物陰に身を隠す。その場で地面に伏せて頭部を守る。</p> <p>② 登下校時：在校時に準じた避難行動をとる。屋内避難を解除する情報後、自宅又は学校へ移動する。自宅もしくは学校にて児童の安否確認を行う。</p> <p>③ 在宅時：安全確認が取れるまで待機し、身の安全を確保する。登校時間の変更や臨時休業などの対応が発生した場合は、学校からメール配信等により保護者へ周知する。 ◇児童の安否情報・対応について、メール配信等により、保護者対し速やかに発信する。 ◇市から避難指示が出た場合は、避難場所（学校）に避難する。</p>			

○警戒宣言（大規模地震対策措置法の判定会議）

- ①登校前に発令された場合は、そのまま自宅待機となる。
 - ②在校中に発令された場合は、引き渡しとする。
- ※市役所、消防車、パトカーのサイレン、テレビ等で確認を。
学校から発令に関する連絡は行わない。

◆災害用伝言ダイヤル（171）

- ①固定電話または携帯電話から「171」にダイヤルする。
- ②案内音声聞いて2をプッシュする。
- ③案内音声聞いて、学校の電話番号を市外局番からダイヤルする。（042-365-5371）

※想定されていない状況が起こるのが災害です。上記マニュアルを基本に対応しますが、その時の状況で児童の安全を最優先に判断します。

※保護者への引き渡しについては年度当初に「緊急連絡カード」に記入いただいた「引き取り予定者」の方に限ります。

変更・追加がある場合は速やかに担任までお知らせください。「引き取り予定者」が来校できない場合は、学校で児童の保護を続けます。